

ウイングヒルズ三鷹 ペット飼育細則

この細則は、ウイングヒルズ三鷹（以下「本マンション」という。）内でペットを飼育する者が、本マンション居住者の共同の利益を守り、快適な共同生活を維持する限りにおいて、ペット飼育がもたらす潤いを楽しみ、ペット飼育者のことのみ専念することのないよう確認し、もって本マンション内でのペットの愛護と適正な飼養及び保管のため本マンション管理規約第17条に基づき必要な措置を定めたものである。

第1条 ここでいうペットとは、本マンション生活に遵う犬、猫、うさぎ等（但し、成年に達した状態で体長50cm相当、体重10kg相当に限定する。）とする。

2. 居住者は猛獣、猛禽類その他危険な特定動物は飼養できないものとする。
3. 居住者が盲導犬・聴導犬・介助犬を必要とする場合は飼養できるものとする。

第2条 本マンション内で飼育できるペットは、一住戸一匹とする。

第3条 本マンション内でのペットの飼育希望者は、別に定める様式に基づき本マンション管理組合理事長に飼育の申請書の提出をしなければならない。

2. 前項の届出があった日から一ヶ月以内に、本マンション管理組合理事長は、当該ペット飼育希望者に対し、許可又は不許可の通知を発しなければならない。なお、申請書の提出にあたって、左右に位置する居住者の承諾書を添付すること。

第4条 ペット飼育者は、ペット飼育に関する法律及び関係法令等（「動物の保護及び管理に関する法律」「犬及び猫の飼養及び保管に関する基準」「狂犬病予防法」「東京都動物保護及び管理に関する条例」等）誠実に遵守するとともに本マンションにおいて次に定める事項に従わなければならない。

- ① ペットは専有住戸内でのみ飼育し、本マンション共用部分（専用品、廊下、エレベーター、エントランス、ポーチ、バルコニー、ル

ーフバルコニー等)に放さないこと。

- ② ペットを本マンション共用部分に連れ出す必要のあるときは首輪をし、引きひもでつなぎ、抱持し又は籠等の容器に入れ床を歩かせないこと。
- ③ ペット同行の場合のエレベーター使用の禁止。
- ④ ペットの鳴き声、体臭、羽毛、汚物、汚水等により居住者に迷惑をかけないこと。
- ⑤ バルコニー等で給餌、排尿、排便、ブラッシング、抜け毛の処理などをしないこと。
- ⑥ マンションの共用スペースなどでペットを遊ばせないこと。
- ⑦ 窓を開けたまま、室内でブラッシングしないこと。

第5条 ペットが係わり事故が発生した場合、理由の如何を問わず、ペット飼育者はその責任及び損害賠償支払いの義務を負う。

第6条 ペット飼育者が細則に違反したときは、理事長は理事会の決議を経てそのペット飼育者に対し、特定の配慮を加えた諸設備の設置（脱臭クロス、空気清浄機等）、獣医師の意見に基づくペットの手術（避妊、去勢、声帯の手術等）の実施、ペット飼育の中止又は退去を求めることができる。

附 則

このペット飼育使用細則は、管理規約発行の日から施行する。